

大洗廃棄物管理事業変更許可申請対象条文の確認及び理由

資料 1-1

令和 4 年 8 月 22 日

- 凡例 ○：許可基準規則適合性の確認が必要なもの
 △：既許可の評価等から結果に変更がないもの
 ×：許可基準規則適合性の確認が不要なもの

② 有機廃液一時格納庫の使用の停止、β・γ 固体処理棟Ⅲの有機溶媒貯槽を新たに液体廃棄物の受入れ施設に変更

許可基準規則	申請対象条文か	理由	備考
廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号) (遮蔽等) 第二条 廃棄物管理施設は、当該廃棄物管理施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。	△	当該変更は、既許可におけるβ・γ 固体処理棟Ⅲの有機廃液を処理する工程、処理量及び処理能力等を変更するものではなく、直接線及びスカイシャイン線の評価条件を変更するものではない。よって遮蔽設計を変更するものではない。	
2 廃棄物管理施設は、放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。	×	当該変更は、既許可における遮蔽設計を変更するものではない。	
(閉じ込めの機能) 第三条 廃棄物管理施設は、放射性廃棄物を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。	△	当該変更は、既許可におけるβ・γ 固体処理棟Ⅲの有機廃液を処理する工程、処理量及び処理能力等を変更するものではない。よって、閉じ込め機能の変更をするものではない。	
(火災等による損傷の防止) 第四条 廃棄物管理施設は、火災又は爆発により当該廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならない。 一 火災及び爆発の発生を防止すること。	△	当該変更は、既許可におけるβ・γ 固体処理棟Ⅲの火災防護の設計を変更するものではない。	
二 火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火すること。	△	当該変更は、既許可におけるβ・γ 固体処理棟Ⅲの火災防護の設計を変更するものではない。	
三 火災及び爆発の影響を軽減すること。	△	当該変更は、既許可におけるβ・γ 固体処理棟Ⅲの火災防護の設計を変更するものではない。	
(廃棄物管理施設の地盤) 第五条 廃棄物管理施設は、次条第二項の規定により算定する地震力(安全上重要な施設にあつては、同条第三項の地震力を含む。)が作用した場合においても当該廃棄物管理施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。	△	当該変更は、既許可におけるβ・γ 固体処理棟Ⅲの地盤の支持力の設計を変更するものではない。	
2 安全上重要な施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における安全上重要な施設がないことを変更するものではない。	

許可基準規則 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)	申請対象条文か	理由	備考
3 安全上重要な施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における安全上重要な施設がないことを変更するものではない。	
(地震による損傷の防止) 第六条 廃棄物管理施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。	△	当該変更は、既許可におけるβ・γ固体処理棟Ⅲ(耐震クラスB)の地震力に耐えることの設計を変更するものではない。	
2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある廃棄物管理施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。	△	当該変更は、既許可におけるβ・γ固体処理棟Ⅲの地震力に耐えることの設計を変更するものではない。	
3 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	×	安全上重要な施設がないことを変更するものではない。	
4 安全上重要な施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	×	安全上重要な施設がないことを変更するものではない。	
(津波による損傷の防止) 第七条 廃棄物管理施設は、その供用中に当該廃棄物管理施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない	×	当該変更は、既許可における廃棄物管理施設の津波が到達しない高所に設置することに変更はない。	
(外部からの衝撃による損傷の防止) 第八条 廃棄物管理施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)が発生した場合においても安全性を損なわないものでなければならない。	△	当該変更は、既許可におけるβ・γ固体処理棟Ⅲの想定される自然現象(地震及び津波を除く。)が発生した場合においても安全性を損なわないとする設計に変更はない。	
2 廃棄物管理施設は、事業所又はその周辺において想定される当該廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して安全性を損なわないものでなければならない。	△	当該変更は、既許可におけるβ・γ固体処理棟Ⅲの人為によるものに対する設計を変更するものではない。また、有機廃液一時格納庫は、施設の廃止までのプロセスを踏まえて、保守的に与えたままとするため、既許可と変更はない。	
(廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止) 第九条 事業所には、廃棄物管理施設への人の不法な侵入、廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するための設備を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可におけるβ・γ固体処理棟Ⅲの人の不法な侵入等の防止に対する設計を変更するものではない。	
(核燃料物質の臨界防止) 第十条 廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合には、臨界を防止するために必要な措置を講じなければならない。	×	当該変更は、既許可における臨界防止に対する設計を変更するものではない。	
(安全機能を有する施設) 第十一条 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。	×	当該変更は、既許可における安全機能に対する設計を変更するものではない。	

許可基準規則	申請対象条文か	理由	備考
廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)			
2 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の廃棄物管理施設において共用する場合には、廃棄物管理施設の安全性を損なわないものでなければならない。	×	当該変更は、既許可における安全機能に対する設計を変更するものではない。	
3 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。	×	当該変更は、既許可における安全機能に対する設計を変更するものではない。	
4 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有しなければならない。	×	当該変更は、既許可における安全機能に対する設計を変更するものではない。	
(設計最大評価事故時の放射線障害の防止) 第十二条 廃棄物管理施設は、設計最大評価事故(安全設計上想定される事故のうち、公衆が被ばくする線量を評価した結果、その線量が最大となるものをいう。)が発生した場合において、事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。	△	当該変更は、既許可におけるβ・γ固体処理棟Ⅲの設計最大評価事故に対する設計を変更するものではない。 有機廃液一時格納庫は、廃止までのプロセスを踏まえて、評価におけるインベントリを保守的に与えたままとするため、既許可と変更はない。	
(処理施設) 第十三条 廃棄物管理施設には、必要に応じて、次に掲げるところにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号)第三十二条第二号に規定する処理を行うための施設を設けなければならない。 一 受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものとする。	△	当該変更は、既許可におけるβ・γ固体処理棟Ⅲの受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力に対する設計を変更するものではない。	
二 処理に伴い生じた放射性廃棄物を排出する場合は、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、廃棄施設に接続する排気口の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。	△	当該変更は、既許可におけるβ・γ固体処理棟Ⅲの処理施設に対する設計を変更するものではない。	
(管理施設) 第十四条 廃棄物管理施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を管理する施設を設けなければならない。 一 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものとする。	×	当該変更は、既許可における管理施設に対する設計を変更するものではない。	
二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものとする。	×	当該変更は、既許可における管理施設に対する設計を変更するものではない。	
三 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講ずるものとする。	×	当該変更は、既許可における管理施設に対する設計を変更するものではない。	
(計測制御系統施設) 第十五条 廃棄物管理施設には、必要に応じて、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能その他の機能が確保されていることを適切に監視することができる計測制御系統施設を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における計測制御系統施設に対する設計を変更するものではない。	
2 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故により当該廃棄物管理施設の安全性を損なうおそれが生じたとき、次条第二号の放射性物質の濃度若しくは線量が著しく上昇したとき又は廃棄施設から放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における計測制御系統施設に対する設計を変更するものではない。	

許可基準規則	申請対象条文か	理由	備考
<p>廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)</p> <p>(放射線管理施設)</p> <p>第十六条 事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること。</p>	×	当該変更は、既許可における放射線管理施設に対する設計を変更するものではない。	
<p>二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。</p>	×	当該変更は、既許可における放射線管理施設に対する設計を変更するものではない。	
<p>三 放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。</p>	×	当該変更は、既許可における放射線管理施設に対する設計を変更するものではない。	
<p>(廃棄施設)</p> <p>第十七条 廃棄物管理施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。）を設けなければならない。</p>	△	<p>当該変更は、既許可におけるβ・γ固体処理棟Ⅲの廃棄施設に対する設計を変更するものではない。</p> <p>既許可におけるβ・γ固体処理棟Ⅲの有機廃液を処理する工程、処理量及び処理能力等を変更するものではなく、直接線及びスカイシャイン線の評価条件を変更するものではない。</p>	
<p>2 廃棄物管理施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。</p>	×	当該変更は、既許可における廃棄施設に対する設計を変更するものではない。	
<p>(予備電源)</p> <p>第十八条 廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。</p>	×	当該変更は、既許可におけるβ・γ固体処理棟Ⅲの予備電源に対する設計を変更するものではない。	
<p>(通信連絡設備等)</p> <p>第十九条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p>	×	当該変更は、既許可における通信連絡設備に対する設計を変更するものではない。	
<p>2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。</p>	×	当該変更は、既許可における通信連絡設備に対する設計を変更するものではない。	
<p>3 廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備を設けなければならない。</p>	×	当該変更は、既許可における通信連絡設備に対する設計を変更するものではない。	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大 洗 研 究 所
廃棄物管理事業変更許可申請書
新旧対照表
(本文、添付書類一、二、三、四、五、六、七、八)

令和4年4月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

新旧対照表抜粋(有機廃液一時格納庫の使用の停止、
・ 固体処理棟の有機溶媒貯槽を新たに液体廃棄物の受入れ施設に変更)

変更前	変更後	備考
<p>廃棄物管理施設を設置する敷地は、茨城県東茨城郡大洗町の南部に位置し、総面積は約160万m²であり、形状は東西約1.2km、南北約1.9kmのほぼ長円形である。</p> <p>(2) 敷地内における主要な廃棄物管理施設の位置</p> <p>廃棄物管理施設は、廃液処理棟、排水監視施設、β・γ固体処理棟Ⅰ、β・γ固体処理棟Ⅱ、β・γ固体処理棟Ⅲ、β・γ固体処理棟Ⅳ、α固体処理棟、固体集積保管場Ⅰ、固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ、固体集積保管場Ⅳ、α固体貯蔵施設、廃液貯留施設Ⅰ、廃液貯留施設Ⅱ、<u>有機廃液一時格納庫</u>、β・γ一時格納庫Ⅰ、α一時格納庫、管理機械棟及び固体廃棄物減容処理施設から成る。</p> <p>固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設は、施設周辺の斜面の崩壊等の影響を受けないように敷地の北部を標高約24～35mの階段状に整地造成した台地に設置する。遮蔽設備を有する施設は、敷地周辺の標高に対して標高差を有し、遮蔽を考慮した配置とする。</p> <p>固体廃棄物減容処理施設は、敷地東部(高速実験炉「常陽」の南側)の標高約40mの場所を平坦に整地造成した台地に設置する。</p> <p>敷地の位置及び廃棄物管理施設配置概要図を第1図に示す。</p> <p>ロ 廃棄物管理施設の一般構造</p> <p>廃棄物管理施設は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)の関係法令の要求を満足するとともに、「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づいた設計とする。</p> <p>また、廃棄物管理施設は、平常時において、周辺監視区域外の一般公衆、周辺監視区域内に滞在する放射線業務従事者以外の者及び放射線業務従事者に対し、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定められている線量限度を超える線量を与えないことはもとより、放射線</p>	<p>廃棄物管理施設を設置する敷地は、茨城県東茨城郡大洗町の南部に位置し、総面積は約160万m²であり、形状は東西約1.2km、南北約1.9kmのほぼ長円形である。</p> <p>(2) 敷地内における主要な廃棄物管理施設の位置</p> <p>廃棄物管理施設は、廃液処理棟、排水監視施設、β・γ固体処理棟Ⅰ、β・γ固体処理棟Ⅱ、β・γ固体処理棟Ⅲ、β・γ固体処理棟Ⅳ、α固体処理棟、固体集積保管場Ⅰ、固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ、固体集積保管場Ⅳ、α固体貯蔵施設、廃液貯留施設Ⅰ、廃液貯留施設Ⅱ、β・γ一時格納庫Ⅰ、α一時格納庫、管理機械棟及び固体廃棄物減容処理施設から成る。</p> <p>固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設は、施設周辺の斜面の崩壊等の影響を受けないように敷地の北部を標高約24～35mの階段状に整地造成した台地に設置する。遮蔽設備を有する施設は、敷地周辺の標高に対して標高差を有し、遮蔽を考慮した配置とする。</p> <p>固体廃棄物減容処理施設は、敷地東部(高速実験炉「常陽」の南側)の標高約40mの場所を平坦に整地造成した台地に設置する。</p> <p>敷地の位置及び廃棄物管理施設配置概要図を第1図に示す。</p> <p>ロ 廃棄物管理施設の一般構造</p> <p>廃棄物管理施設は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)の関係法令の要求を満足するとともに、「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づいた設計とする。</p> <p>また、廃棄物管理施設は、平常時において、周辺監視区域外の一般公衆、周辺監視区域内に滞在する放射線業務従事者以外の者及び放射線業務従事者に対し、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定められている線量限度を超える線量を与えないことはもとより、放射線</p>	<p>受入れ施設変更に伴う記載の削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>ニ 放射性廃棄物の受入れ施設の構造及び設備</p> <p>a) 液体廃棄物の受入れ施設</p> <p>(1) 構造</p> <p>本施設は、液体廃棄物を受け入れ、一時貯留する施設で、廃液貯留施設Ⅰ、廃液貯留施設Ⅱ及び<u>有機廃液一時格納庫</u>の建家並びに廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ及び<u>有機廃液一時格納庫</u>で構成する。</p> <p>i) 液体廃棄物の受入れ施設を収容する建家</p> <p>1) 廃液貯留施設Ⅰ</p> <p>廃液貯留施設Ⅰの主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、液体廃棄物の受入れ施設の廃液貯槽Ⅰを収容する。</p> <p>2) 廃液貯留施設Ⅱ</p> <p>廃液貯留施設Ⅱの主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約250m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第15図に示す。建家内には、液体廃棄物の受入れ施設の廃液貯槽Ⅱを収容する。</p> <p><u>3) 有機廃液一時格納庫</u></p> <p><u>有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階、建築面積約50m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家内には、液体廃棄物の受入れ施設の有機廃液一時格納庫を収容する。</u></p> <p>ii) 液体廃棄物の受入れ施設の主要な設備</p> <p>(a) 廃液貯槽Ⅰ</p> <p>廃液貯槽Ⅰは、放出前廃液及び液体廃棄物Aを受け入れ、処理するまでの間、一時貯留するための設備で、廃液貯留施設Ⅰに設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽及び常陽系統配管で構成する。ま</p>	<p>ニ 放射性廃棄物の受入れ施設の構造及び設備</p> <p>a) 液体廃棄物の受入れ施設</p> <p>(1) 構造</p> <p>本施設は、液体廃棄物を受け入れ、一時貯留する施設で、廃液貯留施設Ⅰ、廃液貯留施設Ⅱ及び<u>β・γ固体処理棟Ⅲ</u>の建家並びに廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ及び<u>有機溶媒貯槽</u>で構成する。</p> <p>i) 液体廃棄物の受入れ施設を収容する建家</p> <p>1) 廃液貯留施設Ⅰ</p> <p>廃液貯留施設Ⅰの主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、液体廃棄物の受入れ施設の廃液貯槽Ⅰを収容する。</p> <p>2) 廃液貯留施設Ⅱ</p> <p>廃液貯留施設Ⅱの主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約250m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第15図に示す。建家内には、液体廃棄物の受入れ施設の廃液貯槽Ⅱを収容する。</p> <p><u>3) β・γ固体処理棟Ⅲ</u></p> <p><u>β・γ固体処理棟Ⅲの主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階、地下1階、建築面積約1,000m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第6図に示す。建家内には、液体廃棄物の受入れ施設の有機溶媒貯槽を収容する。</u></p> <p>ii) 液体廃棄物の受入れ施設の主要な設備</p> <p>(a) 廃液貯槽Ⅰ</p> <p>廃液貯槽Ⅰは、放出前廃液及び液体廃棄物Aを受け入れ、処理するまでの間、一時貯留するための設備で、廃液貯留施設Ⅰに設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽及び常陽系統配管で構成する。ま</p>	<p>受入れ施設変更に伴う記載の見直し</p> <p>受入れ施設変更に伴う記載の見直し</p>

変更前	変更後	備考
<p>た、貯槽には漏えいを早期に検出するための検知器を備え、万一、漏えいが生じたとしても漏えいの拡大を防止することができる設計とする。</p> <p>(b) 廃液貯槽Ⅱ</p> <p>廃液貯槽Ⅱは、主として液体廃棄物Bを受け入れ、処理するまでの間、一時貯留するための設備で、廃液貯留施設Ⅱに設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。また、貯槽には漏えいを早期に検出するための検知器を備えるとともに、万一の漏えいに備えて下部に受槽を設けた二重構造とすることにより、漏えいの拡大を防止することができる設計とする。</p> <p>(c) <u>有機廃液一時格納庫</u></p> <p><u>有機廃液一時格納庫</u>は、有機廃液を受け入れ、焼却処理するまでの間、一時貯留するための設備で、<u>有機廃液一時格納庫</u>に設置し、主として<u>格納室及び保管容器</u>で構成する。また、万一の漏えいに備えて<u>床及びその周辺にステンレス鋼板ライニングを施し、建家外への漏えいを防止することができる設計とする。</u></p> <p>(2) 主要な設備及び機器の種類</p> <p>主要な設備及び機器の種類を第4表に示す。</p> <p>(3) 受け入れる放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大受入れ能力</p> <p>受け入れる放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大受入れ能力を第4表に示す。</p>	<p>た、貯槽には漏えいを早期に検出するための検知器を備え、万一、漏えいが生じたとしても漏えいの拡大を防止することができる設計とする。</p> <p>(b) 廃液貯槽Ⅱ</p> <p>廃液貯槽Ⅱは、主として液体廃棄物Bを受け入れ、処理するまでの間、一時貯留するための設備で、廃液貯留施設Ⅱに設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。また、貯槽には漏えいを早期に検出するための検知器を備えるとともに、万一の漏えいに備えて下部に受槽を設けた二重構造とすることにより、漏えいの拡大を防止することができる設計とする。</p> <p>(c) <u>有機溶媒貯槽</u></p> <p><u>有機溶媒貯槽</u>は、有機廃液を受け入れ、焼却処理するまでの間、一時貯留するための設備で、<u>β・γ固体処理棟Ⅲ</u>に設置し、主として<u>廃油タンク</u>で構成する。また、万一の漏えいに備えて<u>タンクの周囲に堰を設けることにより漏えいを防止するとともに、早期に検出するための検知器を備えることにより、漏えいの拡大を防止することができる設計とする。</u></p> <p>(2) 主要な設備及び機器の種類</p> <p>主要な設備及び機器の種類を第4表に示す。</p> <p>(3) 受け入れる放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大受入れ能力</p> <p>受け入れる放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大受入れ能力を第4表に示す。</p>	<p>受入れ施設変更に伴う記載の見直し</p>

変更前						変更後						備考		
第4表 液体廃棄物の受入れ施設の主要な設備及び機器の種類 並びに受け入れる放射性廃棄物の種類及び最大受入れ能力						第4表 液体廃棄物の受入れ施設の主要な設備及び機器の種類 並びに受け入れる放射性廃棄物の種類及び最大受入れ能力						化学処理装置の使用 の停止に伴う変更 液体廃棄物Cの削除 受入れ施設変更に伴う 記載の見直し 化学処理装置の使用 の停止に伴う変更		
収容建家	年間受 入れ量	主要な設備及び機器の種類		耐震 クラス	受け入れる放射性 廃棄物の種類	最大受入れ能力	収容建家	年間受 入れ量	主要な設備及び機器の種類		耐震 クラス		受け入れる放射性 廃棄物の種類	最大受入れ能力
廃液貯留 施設 I	8,000m ³	廃液貯槽 I [鉄筋コンクリート製貯槽 6基 常陽系統配管 1式]		C	液体廃棄物 A 放出前廃液	1,400m ³	廃液貯留 施設 I	4,000m ³	廃液貯槽 I [鉄筋コンクリート製貯槽 6基 常陽系統配管 1式]		C		液体廃棄物 A 放出前廃液	1,400m ³
		廃棄物管理施設用廃液貯槽 [鉄筋コンクリート製貯槽 2基]		C		30m ³			廃棄物管理施設用廃液貯槽 [鉄筋コンクリート製貯槽 2基]		C			30m ³
廃液貯留 施設 II	1,400m ³	廃液貯槽 II [鉄筋コンクリート製貯槽 4基]		B	液体廃棄物 B <u>液体廃棄物 C</u>	280m ³	廃液貯留 施設 II	1,400m ³	廃液貯槽 II [鉄筋コンクリート製貯槽 4基]		B	液体廃棄物 B	280m ³	
<u>有機廃液 一時格納 庫</u>	*	<u>有機廃液一時格納庫</u> [格納室 1室 保管容器 6本]		C	液体廃棄物 A 及び液体廃棄 物 B の有機廃 液	1.2m ³	<u>β・γ固 体処理棟 III</u>	*	<u>有機溶媒貯槽</u> [廃油タンク 1基]		B	液体廃棄物 A 及び液体廃棄 物 B の有機廃 液	0.096m ³	
*: 廃液貯留施設 I、廃液貯留施設 II 及び <u>有機廃液一時格納庫</u> の合計が <u>9,400m³</u> を超えないものとする。						*: 廃液貯留施設 I、廃液貯留施設 II 及び <u>β・γ 固体処理棟 III</u> の合計が <u>5,400m³</u> を超えないものとする。								

変更前	変更後	備考
<p>地下1階、建築面積約250m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第15図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><u>11) 有機廃液一時格納庫</u> <u>有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階、建築面積約50m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</u></p> <p><u>12) α一時格納庫</u> α一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約150m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第18図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><u>13) 管理機械棟</u> 管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約760m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第19図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><u>14) 固体廃棄物減容処理施設</u> 固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で地上2階（一部3階）、地下1階、建築面積約1,600m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。 構造概要図を第20図(1)及び(2)に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類 (a) 出入管理関係設備 放射線業務従事者等の出入管理及び汚染管理のため、出入管理関係設備を設ける。 (b) 放射線監視設備 管理区域内主要箇所の作業環境監視を行うため、作業環境モニタリング設備として、エリアモニタ、室内空気モニタ等を設ける。 (c) 個人管理用設備</p>	<p>地下1階、建築面積約250m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第15図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><u>11) α一時格納庫</u> α一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約150m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第17図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><u>12) 管理機械棟</u> 管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約760m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第18図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><u>13) 固体廃棄物減容処理施設</u> 固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で地上2階（一部3階）、地下1階、建築面積約1,600m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。 構造概要図を第19図(1)及び(2)に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類 (a) 出入管理関係設備 放射線業務従事者等の出入管理及び汚染管理のため、出入管理関係設備を設ける。 (b) 放射線監視設備 管理区域内主要箇所の作業環境監視を行うため、作業環境モニタリング設備として、エリアモニタ、室内空気モニタ等を設ける。 (c) 個人管理用設備</p>	<p>受入れ施設変更に伴う記載の削除</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考
<p>気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>7) α 固体貯蔵施設</p> <p>α 固体貯蔵施設の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約700m²であり、耐震設計上の重要度をBクラス（地下階）及びCクラス（地上階）として設計する。構造概要図を第13図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>8) 廃液貯留施設 I</p> <p>廃液貯留施設 I は建家本体である廃液貯留施設 I と附属建家である廃棄物管理施設用廃液貯槽で構成される。</p> <p>建家本体である廃液貯留施設 I の主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>9) 廃液貯留施設 II</p> <p>廃液貯留施設 II の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約250m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第15図に示す。建家には、気体廃棄物の廃棄施設を備える。</p> <p><u>10) 有機廃液一時格納庫</u></p> <p><u>有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階、建築面積約50m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家には、気体廃棄物の廃棄施設を備える。</u></p> <p>11) α 一時格納庫</p> <p>α 一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約150m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第18図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>12) 管理機械棟</p> <p>管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約760m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第19図に示す。建</p>	<p>気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>7) α 固体貯蔵施設</p> <p>α 固体貯蔵施設の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約700m²であり、耐震設計上の重要度をBクラス（地下階）及びCクラス（地上階）として設計する。構造概要図を第13図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>8) 廃液貯留施設 I</p> <p>廃液貯留施設 I は建家本体である廃液貯留施設 I と附属建家である廃棄物管理施設用廃液貯槽で構成される。</p> <p>建家本体である廃液貯留施設 I の主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>9) 廃液貯留施設 II</p> <p>廃液貯留施設 II の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約250m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第15図に示す。建家には、気体廃棄物の廃棄施設を備える。</p> <p>10) α 一時格納庫</p> <p>α 一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約150m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第17図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>11) 管理機械棟</p> <p>管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約760m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第18図に示す。建</p>	<p>受入れ施設変更に伴う記載の削除</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p>

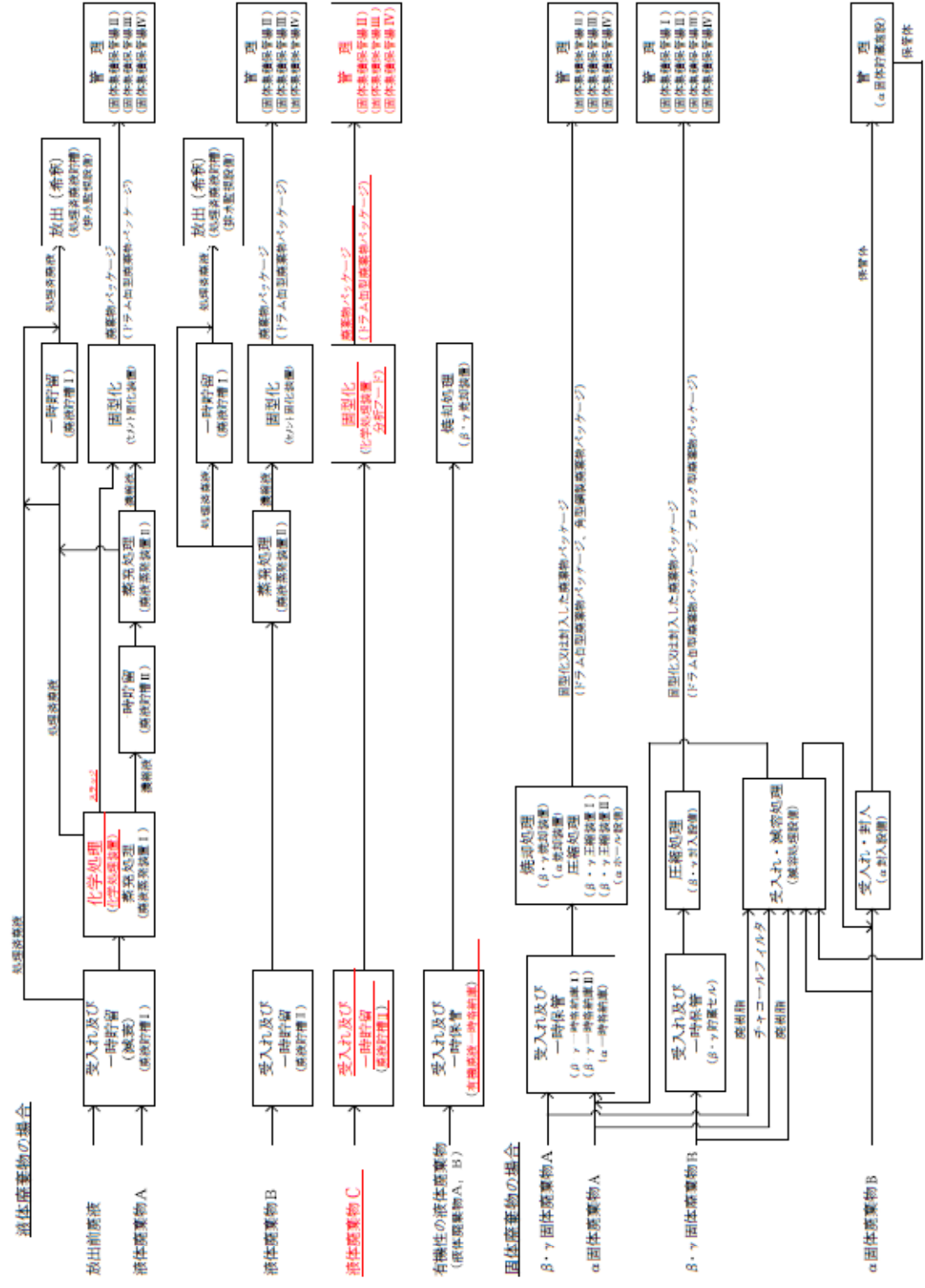
変更前	変更後	備考
<p>震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>9) 廃液貯留施設Ⅱ</p> <p>廃液貯留施設Ⅱの主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約250m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第15図に示す。建家には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p><u>10) 有機廃液一時格納庫</u></p> <p><u>有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階、建築面積約50m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</u></p> <p>11) β・γ一時格納庫Ⅰ</p> <p>β・γ一時格納庫Ⅰの主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約190m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第17図に示す。建家には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>12) α一時格納庫</p> <p>α一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約150m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第18図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>13) 管理機械棟</p> <p>管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約760m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第19図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>14) 固体廃棄物減容処理施設</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で地上2階（一部3階）、地下1階、建築面積約1,600m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第20図(1)及び(2)に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p>	<p>震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>9) 廃液貯留施設Ⅱ</p> <p>廃液貯留施設Ⅱの主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約250m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第15図に示す。建家には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>10) β・γ一時格納庫Ⅰ</p> <p>β・γ一時格納庫Ⅰの主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約190m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>11) α一時格納庫</p> <p>α一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約150m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第17図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>12) 管理機械棟</p> <p>管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約760m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第18図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>13) 固体廃棄物減容処理施設</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で地上2階（一部3階）、地下1階、建築面積約1,600m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第19図(1)及び(2)に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p>	<p>受入れ施設変更に伴う記載の削除</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p>

変更前

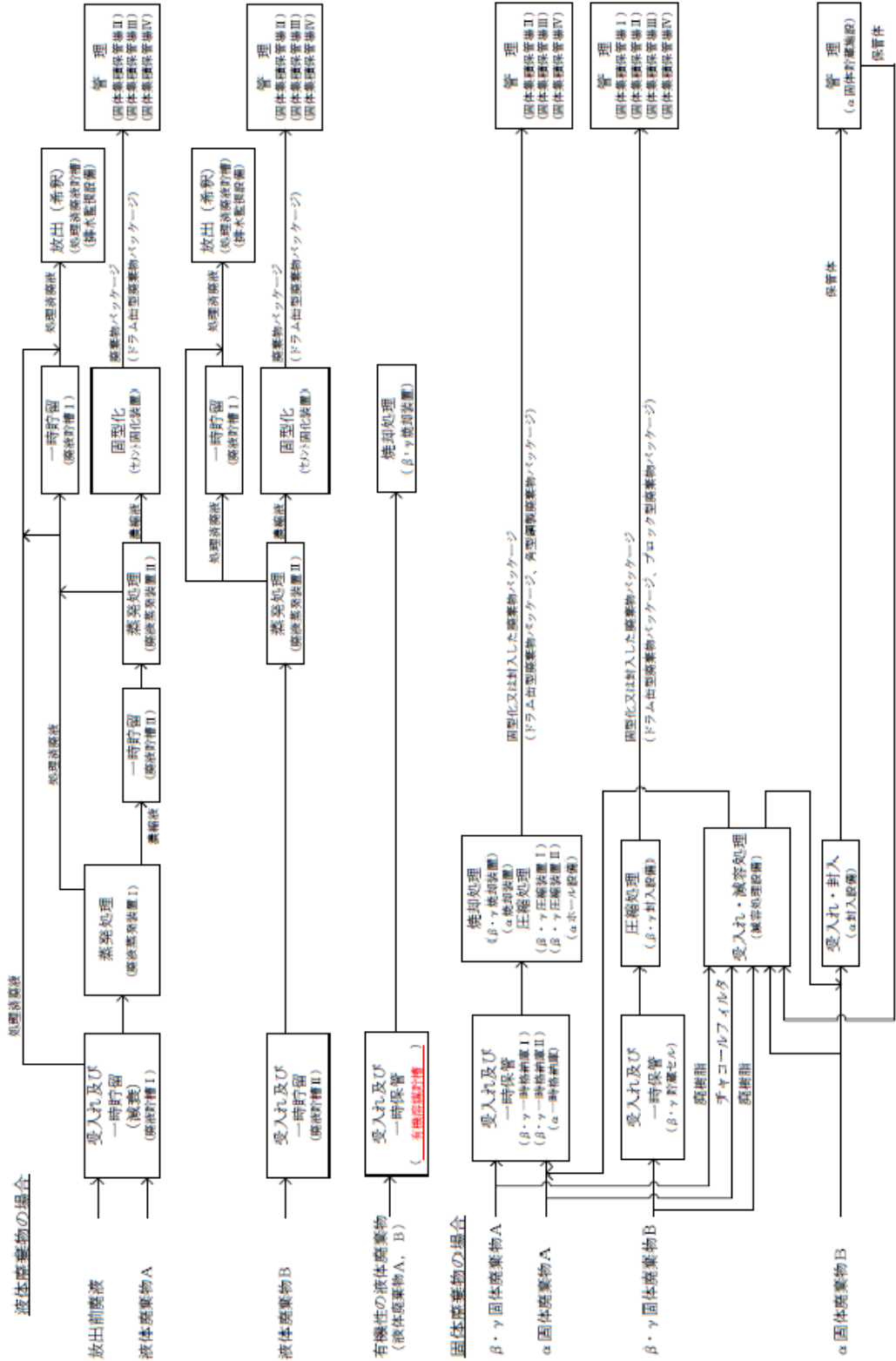
変更後

備考

ロ 廃棄物管理の手順を示す工程図



ロ 廃棄物管理の手順を示す工程図



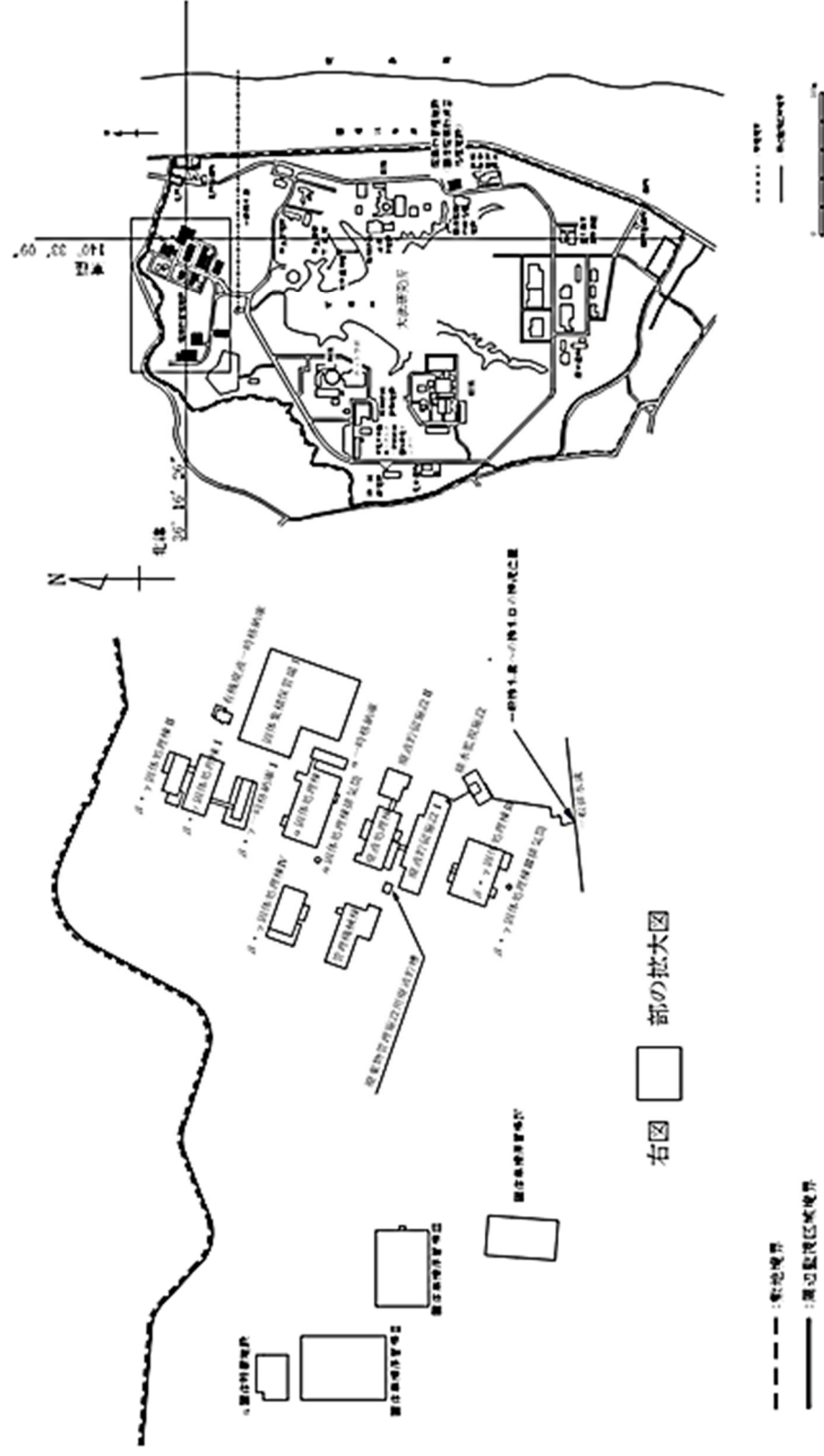
化学処理装置の使用の停止に伴う削除及び液体廃棄物Cの削除

受入れ施設変更に伴う記載の変更

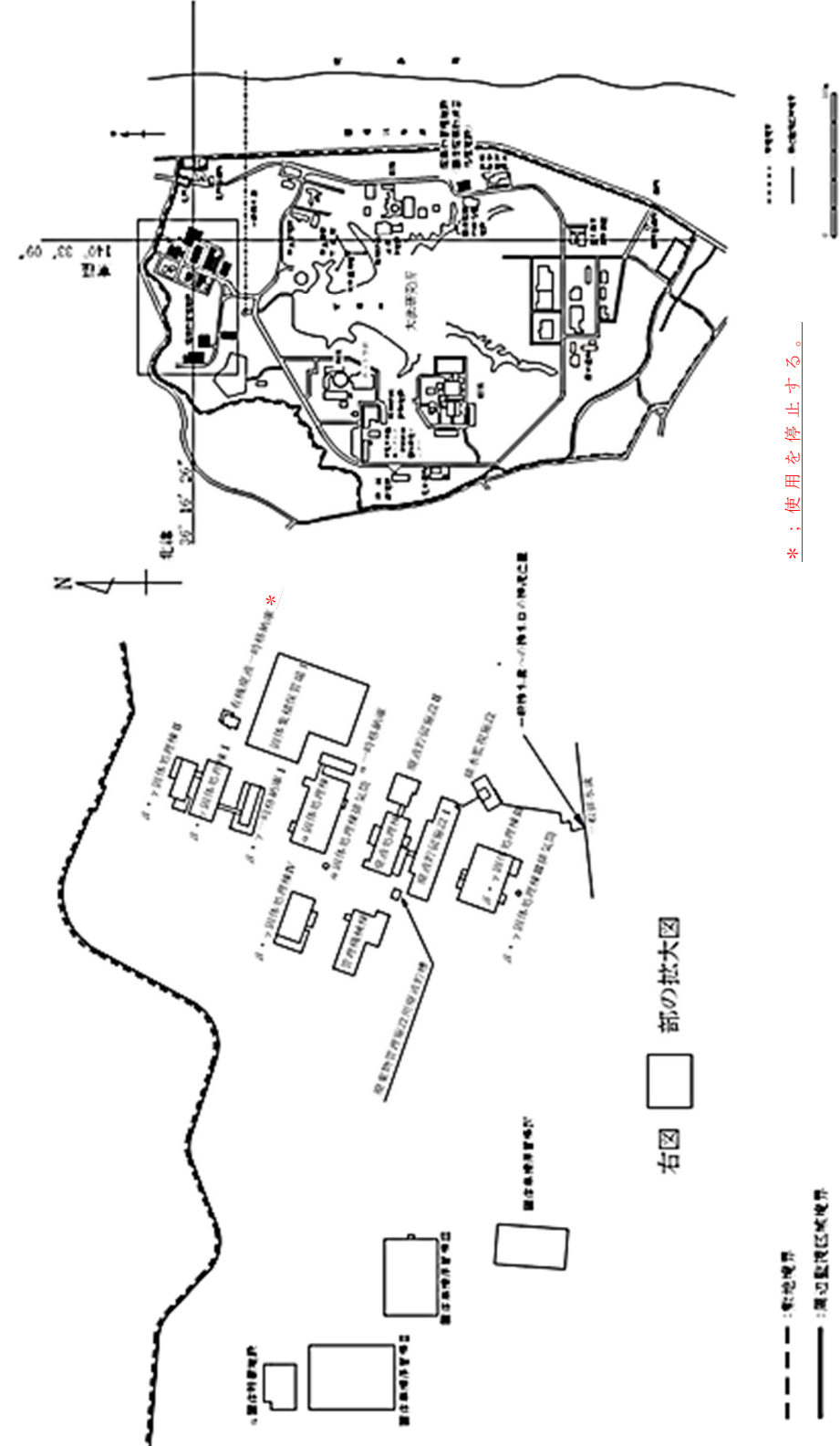
変更前

変更後

備考



第1図 敷地の位置及び廃棄物管理施設配置概要図



*：使用を停止する。

第1図 敷地の位置及び廃棄物管理施設配置概要図

受入れ施設変更に伴う記載の見直し

変更前	変更後	備考
<p>中2階平面図</p> <p>2階平面図</p> <p>約2.4m</p> <p>約37m</p> <p>1階平面図</p> <p>地階平面図</p> <p>約16m</p> <p>約7m</p> <p>断面図(A-A'断面)</p> <p> : 収容設備 : 管理区域として設計する区域 : 固体廃棄物の廃棄施設 </p> <p>第6図 廃棄物管理施設の構造概要図(β・γ固体処理棟Ⅲ)</p>	<p>有機溶媒貯槽(原油タンク)</p> <p>中2階平面図</p> <p>2階平面図</p> <p>約2.4m</p> <p>約37m</p> <p>1階平面図</p> <p>地階平面図</p> <p>約16m</p> <p>約7m</p> <p>断面図(A-A'断面)</p> <p> : 収容設備 : 管理区域として設計する区域 : 固体廃棄物の廃棄施設 </p> <p>第6図 廃棄物管理施設の構造概要図(β・γ固体処理棟Ⅲ)</p>	<p>有機溶媒貯槽の追加</p>

変更前	変更後	備考
<p>約9m</p> <p>約5m</p> <p>保管容器 (格納室)</p> <p>A --- A'</p> <p>平面図</p> <p>約3m</p> <p>断面図 (A-A'断面)</p> <p>□ : 収容設備 ▨ : 管理区域として設計する区域 ● : 固体廃棄物の廃棄施設</p> <p>第16図 廃棄物管理施設の構造概要図(有機廃液一時格納庫)</p>	<p>(削る)</p>	<p>受入れ施設変更に伴う 図の削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>(α) 固体処理棟 セル系 α 廃棄装置 α ホール 封入セル 管理区域系</p> <p>(β・γ) 固体処理棟Ⅲ 管理区域系 β・γ 廃棄装置</p> <p>β・γ 固体処理棟Ⅱ 管理区域系 β・γ 圧縮装置Ⅱ</p> <p>β・γ 固体処理棟Ⅰ 管理区域系 β・γ 圧縮装置Ⅰ</p> <p>β・γ 固体処理棟Ⅳ 管理区域系 分類セル β・γ 貯蔵セル</p> <p>(固体廃棄物減容処理施設) 減容処理設備 セル系 前処理セル 焼却溶融セル 保守ホール 予備系 グローブボックス系 フード系 管理区域系</p> <p>(注) □: 高性能フィルタ ○: 排風機: 装置等からの排気を示す。</p>	<p>(α) 固体処理棟 セル系 α 廃棄装置 α ホール 封入セル 管理区域系</p> <p>(β・γ) 固体処理棟Ⅲ 管理区域系 β・γ 廃棄装置</p> <p>β・γ 固体処理棟Ⅱ 管理区域系 β・γ 圧縮装置Ⅱ</p> <p>β・γ 固体処理棟Ⅰ 管理区域系 β・γ 圧縮装置Ⅰ</p> <p>β・γ 固体処理棟Ⅳ 管理区域系 分類セル β・γ 貯蔵セル</p> <p>(固体廃棄物減容処理施設) 減容処理設備 セル系 前処理セル 焼却溶融セル 保守ホール 予備系 グローブボックス系 フード系 管理区域系</p> <p>(注) □: 高性能フィルタ ○: 排風機: 装置等からの排気を示す。</p>	<p>備考</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>受入れ施設の変更及び化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>

第21図 気体廃棄物の廃棄施設系統概要図

第20図 気体廃棄物の廃棄施設系統概要図

変更前				変更後				備考																	
<p>有機廃液一時格納庫の改修</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> <th>平成33年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">有機廃液一時格納庫</td> <td>建物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要工程</td> <td colspan="4" style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </tbody> </table>				年 度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	有機廃液一時格納庫	建物					主要工程					(削る)				有機廃液一時格納庫の 削除
年 度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度																				
有機廃液一時格納庫	建物																								
	主要工程																								

変 更 前	変 更 後	備 考																						
<p>ハ 変更の工事に要する資金の額及びその調達計画 本変更に係る工事に要する資金の額及び調達計画は、次のとおりである。</p> <p>1. 変更の工事に要する資金の額 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年 度</th> <th style="text-align: center;"><u>平成 30 ~ 33</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃液処理棟の改修</td> <td style="text-align: center;"><u>249</u></td> </tr> <tr> <td><u>β・γ 固体処理棟Ⅳの改修</u></td> <td style="text-align: center;"><u>222</u></td> </tr> <tr> <td><u>固体集積保管場Ⅰの改修</u></td> <td style="text-align: center;"><u>160</u></td> </tr> <tr> <td><u>β・γ 固体処理棟Ⅱの改修</u></td> <td style="text-align: center;"><u>147</u></td> </tr> <tr> <td><u>α 一時格納庫の改修</u></td> <td style="text-align: center;"><u>125</u></td> </tr> <tr> <td><u>廃液貯留施設Ⅰの改修</u></td> <td style="text-align: center;"><u>53</u></td> </tr> <tr> <td><u>有機廃液一時格納庫の改修</u></td> <td style="text-align: center;"><u>16</u></td> </tr> <tr> <td><u>総 計</u></td> <td style="text-align: center;"><u>972</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 変更の工事に要する資金の調達計画 本工事に要する資金は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の運営費交付金をもって充当する計画である。</p>	年 度	<u>平成 30 ~ 33</u>	廃液処理棟の改修	<u>249</u>	<u>β・γ 固体処理棟Ⅳの改修</u>	<u>222</u>	<u>固体集積保管場Ⅰの改修</u>	<u>160</u>	<u>β・γ 固体処理棟Ⅱの改修</u>	<u>147</u>	<u>α 一時格納庫の改修</u>	<u>125</u>	<u>廃液貯留施設Ⅰの改修</u>	<u>53</u>	<u>有機廃液一時格納庫の改修</u>	<u>16</u>	<u>総 計</u>	<u>972</u>	<p>ハ 変更の工事に要する資金の額及びその調達計画 本変更に係る工事に要する資金の額及び調達計画は、次のとおりである。</p> <p>1. 変更の工事に要する資金の額 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年 度</th> <th style="text-align: center;"><u>令和 4 ~ 5</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃液処理棟の改修</td> <td style="text-align: center;"><u>300</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 変更の工事に要する資金の調達計画 本工事に要する資金は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の運営費交付金をもって充当する計画である。</p>	年 度	<u>令和 4 ~ 5</u>	廃液処理棟の改修	<u>300</u>	<p>記載の見直し</p> <p>維持すべき安全機能の適正化に伴い削除</p> <p>有機廃液一時格納庫の削除</p>
年 度	<u>平成 30 ~ 33</u>																							
廃液処理棟の改修	<u>249</u>																							
<u>β・γ 固体処理棟Ⅳの改修</u>	<u>222</u>																							
<u>固体集積保管場Ⅰの改修</u>	<u>160</u>																							
<u>β・γ 固体処理棟Ⅱの改修</u>	<u>147</u>																							
<u>α 一時格納庫の改修</u>	<u>125</u>																							
<u>廃液貯留施設Ⅰの改修</u>	<u>53</u>																							
<u>有機廃液一時格納庫の改修</u>	<u>16</u>																							
<u>総 計</u>	<u>972</u>																							
年 度	<u>令和 4 ~ 5</u>																							
廃液処理棟の改修	<u>300</u>																							

変更前						変更後						備考		
施設	主要な設備	受入れ施設		処理施設		管理施設	施設	主要な設備	受入れ施設		処理施設		管理施設	
		固体	液体	固体	液体				固体	液体	固体			
α 固体処理棟	α 封入設備			○			α 固体処理棟	α 封入設備			○			
	α 焼却装置			○				α 焼却装置			○			
	α ホール設備			○				α ホール設備			○			
β・γ 固体処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I			○			β・γ 固体処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I			○			
β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II			○			β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II			○			
	β・γ 一時格納庫 II	○						β・γ 一時格納庫 II	○					
β・γ 固体処理棟 III	β・γ 焼却装置			○			β・γ 固体処理棟 III	β・γ 焼却装置			○			
β・γ 固体処理棟 IV	β・γ 封入設備			○			β・γ 固体処理棟 IV	β・γ 封入設備			○			
	β・γ 貯蔵セル	○						β・γ 貯蔵セル	○					
固体廃棄物減容処理施設	減容処理設備			○			固体廃棄物減容処理施設	減容処理設備			○			
廃液処理棟	廃液蒸発装置 I				○		廃液処理棟	廃液蒸発装置 I				○		
	廃液蒸発装置 II				○			廃液蒸発装置 II				○		
	<u>化学処理装置</u>				<u>○</u>			セメント固化装置				○		
	セメント固化装置				○									
α 固体貯蔵施設	α 固体貯蔵施設					○	α 固体貯蔵施設	α 固体貯蔵施設					○	
α 一時格納庫	α 一時格納庫	○					α 一時格納庫	α 一時格納庫	○					
β・γ 一時格納庫 I	β・γ 一時格納庫 I	○					β・γ 一時格納庫 I	β・γ 一時格納庫 I	○					
固体集積保管場 I	固体集積保管場 I					○	固体集積保管場 I	固体集積保管場 I					○	
固体集積保管場 II	固体集積保管場 II					○	固体集積保管場 II	固体集積保管場 II					○	
固体集積保管場 III	固体集積保管場 III					○	固体集積保管場 III	固体集積保管場 III					○	
固体集積保管場 IV	固体集積保管場 IV					○	固体集積保管場 IV	固体集積保管場 IV					○	
管理機械棟*1							管理機械棟*1							
廃液貯留施設 I	処理済廃液貯槽				○		廃液貯留施設 I	処理済廃液貯槽				○		
	廃液貯槽 I		○					廃液貯槽 I		○				
	廃棄物管理施設用廃液貯槽		○					廃棄物管理施設用廃液貯槽		○				
廃液貯留施設 II	廃液貯槽 II		○				廃液貯留施設 II	廃液貯槽 II		○				

受入れ施設の追加

化学処理装置の使用の停止に伴う削除

変 更 前							変 更 後							備 考
施設		主要な設備		受入れ施設		管理施設	施設		主要な設備		受入れ施設		管理施設	有機廃液一時格納庫の記載の削除
				固体	液体	固体			固体	液体	固体	液体	固体	
<u>有機廃液一時格納庫</u>		<u>有機廃液一時格納庫</u>			○				排水監視設備			○		
排水監視施設		排水監視設備					○							
<p>*1：管理機械棟は受入れ施設、処理施設及び管理施設のいずれにも該当しないが、計測制御系統施設、放射線管理施設、通信連絡設備を収容している。</p>														
<p>第2項1号について</p> <p>廃棄物管理施設は、施設の安全性を確保するために必要な安全機能を有する設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設の「安全性」とは、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されないことである。</p> <p>廃棄物管理施設の安全性を確保するために必要な安全機能は、放射性液体及び固体廃棄物を処理又は管理している施設の特徴とその重要度に応じて、以下の3分類に分ける。</p> <p>① 直接的安全機能 廃棄物管理施設から放射性物質又は放射線の放出を直接的に防止している遮蔽機能及び閉じ込め機能</p> <p>② 支援的安全機能 直接的安全機能が外部からの衝撃により損なわれないよう支援する機能</p> <p>③ その他の安全機能 ①及び②以外の機能</p> <p>「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の各条項は上記の3分類に該当すると考え、各条項に基づき設ける構築物（「建家」を指す。）、系統（「設備」（建家を構成するセルを含む）を指す。）及び機器を「安全機能を有する施設」とする。</p> <p>選定</p>														
<p>*1：管理機械棟は受入れ施設、処理施設及び管理施設のいずれにも該当しないが、計測制御系統施設、放射線管理施設、通信連絡設備を収容している。</p>														
<p>第2項1号について</p> <p>廃棄物管理施設は、施設の安全性を確保するために必要な安全機能を有する設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設の「安全性」とは、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されないことである。</p> <p>廃棄物管理施設の安全性を確保するために必要な安全機能は、放射性液体及び固体廃棄物を処理又は管理している施設の特徴とその重要度に応じて、以下の3分類に分ける。</p> <p>① 直接的安全機能 廃棄物管理施設から放射性物質又は放射線の放出を直接的に防止している遮蔽機能及び閉じ込め機能</p> <p>② 支援的安全機能 直接的安全機能が外部からの衝撃により損なわれないよう支援する機能</p> <p>③ その他の安全機能 ①及び②以外の機能</p> <p>「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の各条項は上記の3分類に該当すると考え、各条項に基づき設ける構築物（「建家」を指す。）、系統（「設備」（建家を構成するセルを含む）を指す。）及び機器を「安全機能を有する施設」とする。</p> <p>選定</p>														

変更前

施設区分	設備名	① 直接的安全設備				② 支障的安全設備				③ その他の安全設備										
		検知	警報	停止	消火	火災警報	火災警報	火災警報	火災警報	不正な侵入	不正な侵入	不正な侵入	不正な侵入							
5 β・γ 固体処理施設Ⅲ	建築	防犯カメラ																		
	固体廃棄物の処理施設	β・γ 検出装置																		
	廃棄物	β・γ 検出装置																		
	放射線管理施設	β・γ 検出装置																		
	放射線管理施設	β・γ 検出装置																		
	放射線管理施設	β・γ 検出装置																		
	放射線管理施設	β・γ 検出装置																		
	放射線管理施設	β・γ 検出装置																		
	放射線管理施設	β・γ 検出装置																		
	放射線管理施設	β・γ 検出装置																		
	放射線管理施設	β・γ 検出装置																		
	放射線管理施設	β・γ 検出装置																		
	放射線管理施設	β・γ 検出装置																		
	放射線管理施設	β・γ 検出装置																		

変更後

施設区分	設備名	① 直接的安全設備				② 支障的安全設備				③ その他の安全設備										
		検知	警報	停止	消火	火災警報	火災警報	火災警報	火災警報	不正な侵入	不正な侵入	不正な侵入	不正な侵入							
5 β・γ 固体処理施設Ⅲ	建築	防犯カメラ																		
	固体廃棄物の処理施設	β・γ 検出装置																		
	廃棄物	β・γ 検出装置																		
	放射線管理施設	β・γ 検出装置																		
	放射線管理施設	β・γ 検出装置																		
	放射線管理施設	β・γ 検出装置																		
	放射線管理施設	β・γ 検出装置																		
	放射線管理施設	β・γ 検出装置																		
	放射線管理施設	β・γ 検出装置																		
	放射線管理施設	β・γ 検出装置																		
	放射線管理施設	β・γ 検出装置																		
	放射線管理施設	β・γ 検出装置																		
	放射線管理施設	β・γ 検出装置																		
	放射線管理施設	β・γ 検出装置																		

備考

受入れ施設の追加

変更前			変更後			備考
表1 閉じ込め機能を設ける設備			表1 閉じ込め機能を設ける設備			化学処理装置の使用の停止に伴う削除 液体廃棄物の受入れ施設の見直し 有機廃液一時格納庫の削除
建家	設備 ^{*1}	備考 ^{*2}	建家	設備 ^{*1}	備考 ^{*2}	
廃液処理棟	廃液蒸発装置Ⅰ	ベント系接続 ^{*3}	廃液処理棟	廃液蒸発装置Ⅰ	ベント系接続 ^{*3}	
	<u>化学処理装置</u>	<u>上部開放^{*3}</u>		廃液蒸発装置Ⅱ	ベント系接続 ^{*3}	
	廃液蒸発装置Ⅱ	ベント系接続 ^{*3}		セメント固化装置	—	
	セメント固化装置	—	廃棄物管理施設用廃液貯槽	—	上部開放 ^{*3}	
廃棄物管理施設用廃液貯槽	—	上部開放 ^{*3}	排水監視施設	排水監視設備	上部開放 ^{*3}	
排水監視施設	排水監視設備	上部開放 ^{*3}	β・γ固体処理棟Ⅰ	β・γ圧縮装置Ⅰ	—	
β・γ固体処理棟Ⅰ	β・γ圧縮装置Ⅰ	—	β・γ固体処理棟Ⅱ	β・γ圧縮装置Ⅱ	—	
β・γ固体処理棟Ⅱ	β・γ圧縮装置Ⅱ	—	β・γ固体処理棟Ⅲ	β・γ焼却装置	—	
β・γ固体処理棟Ⅲ	β・γ焼却装置	—		β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽	—	
	β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽	—		<u>有機溶媒貯槽</u>	—	
β・γ固体処理棟Ⅳ	β・γ封入設備	—	β・γ固体処理棟Ⅳ	β・γ封入設備	—	
	β・γ貯蔵セル	—		β・γ貯蔵セル	—	
α固体処理棟	α封入設備	—	α固体処理棟	α封入設備	—	
	α焼却装置	—		α焼却装置	—	
	αホール設備	—		αホール設備	—	
	α固体処理棟予備処理装置	—		α固体処理棟予備処理装置	—	
固体集積保管場Ⅰ	—	—	固体集積保管場Ⅰ	—	—	
廃液貯留施設Ⅰ	処理済廃液貯槽	上部開放 ^{*3}	廃液貯留施設Ⅰ	処理済廃液貯槽	上部開放 ^{*3}	
	廃液貯槽Ⅰ	上部開放 ^{*3}		廃液貯槽Ⅰ	上部開放 ^{*3}	
廃液貯留施設Ⅱ	廃液貯槽Ⅱ	上部開放 ^{*3}	廃液貯留施設Ⅱ	廃液貯槽Ⅱ	上部開放 ^{*3}	
<u>有機廃液一時格納庫</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	管理機械棟	分析フード	—	
管理機械棟	分析フード	—		保管容器	—	
	保管容器	—	固体廃棄物減容処理施設	各種セル	一部セルライニング ^{*4}	
固体廃棄物減容処理施設	各種セル	一部セルライニング ^{*4}				

*1：建家名と同名の設備は「—」とする。

*1：建家名と同名の設備は「—」とする。

変更前	変更後	備考
<p>装置、$\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置Ⅰ、$\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置Ⅱ、$\beta \cdot \gamma$ 焼却装置、$\beta \cdot \gamma$ 封入設備、$\beta \cdot \gamma$ 貯蔵セル、α 封入設備、α 焼却装置、α ホール設備、α 固体処理棟予備処理装置、分析フード、前処理セル、焼却溶融セル、保守ホール、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽とする。この内、α 封入設備、α 焼却装置、α ホール設備、α 固体処理棟予備処理装置は、$\beta \cdot \gamma$ 核種を取り扱う設備より負圧を深くし、隣接する区域の空気はこの区域に流入するようにして、他の区域へ流れ難いように設計する。</p> <p>解釈第 2 項第 3 号について</p> <p>液体廃棄物を内蔵する設備・機器は、漏えいの発生防止、漏えいの早期検出及び拡大防止する設計とする。また、建家については、液体廃棄物の建家外への漏えい防止、気体廃棄物の敷地外への管理されない放出の防止を考慮した設計とする。</p> <p>液体廃棄物を内蔵する設備及び機器は廃液蒸発装置Ⅰ、<u>化学処理装置</u>、<u>廃液蒸発装置Ⅱ</u>、排水監視設備、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅲ廃液貯槽、処理済廃液貯槽、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱである。それぞれ、ピットや堰、漏えい検出器を備える設計とする。また、貯槽はステンレス鋼板又は合成樹脂でライニングし、漏えいを防止する設計とする。</p> <p>解釈第 2 項第 4 号について</p> <p>廃棄物管理施設で取り扱う放射性廃棄物を搬送する設備は、落下防止を考慮した吊り具を用いる設計とする。</p> <p>廃棄物パッケージ（添付書類五 2.5 項(1) 抜粋）</p> <p>廃棄物パッケージは通常時に取り扱う最大高さからの落下に対しても、破損により内容物が漏出し難い強度を有する構造の容器とする。</p> <p>廃棄物パッケージの取扱いは、落下防止を考慮した専用の吊り具及びパレットによって行うとともに、使用するクレーン、フォークリフト及びエレベータ</p>	<p>装置、$\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置Ⅰ、$\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置Ⅱ、$\beta \cdot \gamma$ 焼却装置、$\beta \cdot \gamma$ 封入設備、$\beta \cdot \gamma$ 貯蔵セル、α 封入設備、α 焼却装置、α ホール設備、α 固体処理棟予備処理装置、分析フード、前処理セル、焼却溶融セル、保守ホール、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽とする。この内、α 封入設備、α 焼却装置、α ホール設備、α 固体処理棟予備処理装置は、$\beta \cdot \gamma$ 核種を取り扱う設備より負圧を深くし、隣接する区域の空気はこの区域に流入するようにして、他の区域へ流れ難いように設計する。</p> <p>解釈第 2 項第 3 号について</p> <p>液体廃棄物を内蔵する設備・機器は、漏えいの発生防止、漏えいの早期検出及び拡大防止する設計とする。また、建家については、液体廃棄物の建家外への漏えい防止、気体廃棄物の敷地外への管理されない放出の防止を考慮した設計とする。</p> <p>液体廃棄物を内蔵する設備及び機器は廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、排水監視設備、<u>有機溶媒貯槽</u>、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅲ廃液貯槽、処理済廃液貯槽、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱである。それぞれ、ピットや堰、漏えい検出器を備える設計とする。また、貯槽はステンレス鋼板又は合成樹脂でライニングし、漏えいを防止する設計とする。</p> <p>解釈第 2 項第 4 号について</p> <p>廃棄物管理施設で取り扱う放射性廃棄物を搬送する設備は、落下防止を考慮した吊り具を用いる設計とする。</p> <p>廃棄物パッケージ（添付書類五 2.5 項(1) 抜粋）</p> <p>廃棄物パッケージは通常時に取り扱う最大高さからの落下に対しても、破損により内容物が漏出し難い強度を有する構造の容器とする。</p> <p>廃棄物パッケージの取扱いは、落下防止を考慮した専用の吊り具及びパレットによって行うとともに、使用するクレーン、フォークリフト及びエレベータ</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除及び液体廃棄物の受入れ施設の見直し</p>

変更前	変更後	備考
<p>却処理及び溶融処理などからの熱影響がないように設計する。</p> <p>さらに、焼却溶融炉及び2次燃焼器の近傍には、原則として電気ケーブルを配置しないが、やむを得ず配置する場合は、金属製の保護管又は金属製のカバー内に配線する。</p> <p>火災のおそれのある電気設備、予備電源設備、焼却や溶融処理を行う設備、無停電電源装置には、過電流、温度上昇、圧力上昇、漏えいの検知又は防止する設計とする。</p> <p>具体的には廃棄物管理施設のβ・γ焼却装置、α焼却装置及び焼却溶融炉の炉内温度の異常上昇及び負圧の異常低下に対しては、燃料又は電源、廃棄物の供給停止、焼却空気量の制限を行う。また急速な炉内圧力上昇に対しては、圧力逃がし機構が動作するように設計する。</p> <p>電気設備の主要設備（添付書類五 8.5.3.4項 抜粋）</p> <p>廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）で使用する商用系電源は、大洗研究所の北受電所を経由して受電し、施設内の各負荷に供給する。また、商用系停電の際にも運転、監視が必要と考えられる設備に対しては、北受電所に設置されている非常系電源設備からの給電が受けられるようにする。さらに、α焼却装置及びαホール設備に対しては、外部電源喪失時にも給電できるように、α固体処理棟に予備電源設備を設置する。</p> <p>また、固体廃棄物減容処理施設で使用する商用系電源は、南受電所を経由して受電し、建家内の各負荷に供給する。さらに、南受電所に設置してある非常系電源設備から給電を受けられる設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設内のケーブル、ケーブルトレイ、ダクト、配電盤等は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用し、壁貫通箇所等のうちの要部には延焼防止措置を施す。</p> <p>また、落雷による火災を防止するためにα固体処理棟排気筒先端部、<u>有機廃液一時格納庫屋根部</u>、β・γ固体処理棟Ⅲ排気筒先端部、α固体貯蔵施設屋根部及び固体廃棄</p>	<p>却処理及び溶融処理などからの熱影響がないように設計する。</p> <p>さらに、焼却溶融炉及び2次燃焼器の近傍には、原則として電気ケーブルを配置しないが、やむを得ず配置する場合は、金属製の保護管又は金属製のカバー内に配線する。</p> <p>火災のおそれのある電気設備、予備電源設備、焼却や溶融処理を行う設備、無停電電源装置には、過電流、温度上昇、圧力上昇、漏えいの検知又は防止する設計とする。</p> <p>具体的には廃棄物管理施設のβ・γ焼却装置、α焼却装置及び焼却溶融炉の炉内温度の異常上昇及び負圧の異常低下に対しては、燃料又は電源、廃棄物の供給停止、焼却空気量の制限を行う。また急速な炉内圧力上昇に対しては、圧力逃がし機構が動作するように設計する。</p> <p>電気設備の主要設備（添付書類五 8.5.3.4項 抜粋）</p> <p>廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）で使用する商用系電源は、大洗研究所の北受電所を経由して受電し、施設内の各負荷に供給する。また、商用系停電の際にも運転、監視が必要と考えられる設備に対しては、北受電所に設置されている非常系電源設備からの給電が受けられるようにする。さらに、α焼却装置及びαホール設備に対しては、外部電源喪失時にも給電できるように、α固体処理棟に予備電源設備を設置する。</p> <p>また、固体廃棄物減容処理施設で使用する商用系電源は、南受電所を経由して受電し、建家内の各負荷に供給する。さらに、南受電所に設置してある非常系電源設備から給電を受けられる設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設内のケーブル、ケーブルトレイ、ダクト、配電盤等は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用し、壁貫通箇所等のうちの要部には延焼防止措置を施す。</p> <p>また、落雷による火災を防止するためにα固体処理棟排気筒先端部、β・γ固体処理棟Ⅲ排気筒先端部、α固体貯蔵施設屋根部及び固体廃棄</p>	<p>有機廃液一時格納庫の記載の削除</p>

変更前				変更後				備考
表1 建家及び主要な設備及び機器の耐震クラス (2/6)				表1 建家及び主要な設備及び機器の耐震クラス (2/6)				有機廃液一時格納庫の削除 液体廃棄物の受入れ施設の見直し
建家	建家の耐震クラス	主要な設備及び機器の種類	設備の耐震クラス	建家	建家の耐震クラス	主要な設備及び機器の種類	設備の耐震クラス	
廃液貯留施設Ⅱ	B	廃液貯槽Ⅱ 〔鉄筋コンクリート製貯槽 4基〕	B	廃液貯留施設Ⅱ	B	廃液貯槽Ⅱ 〔鉄筋コンクリート製貯槽 4基〕	B	
<u>有機廃液一時格納庫</u>	<u>C</u>	<u>有機廃液一時格納庫</u> 〔 <u>格納室 1室</u> <u>保管容器 6本</u> 〕	<u>C</u>					
排水監視施設	C	排水監視設備 〔鉄筋コンクリート製貯槽 1基〕	C	排水監視施設	C	排水監視設備 〔鉄筋コンクリート製貯槽 1基〕	C	
β・γ 固体処理棟Ⅰ	C	β・γ 圧縮装置Ⅰ (堅型二軸圧縮方式) 〔 圧縮機 1基 分類用ボックス 1基 〕	C	β・γ 固体処理棟Ⅰ	C	β・γ 圧縮装置Ⅰ (堅型二軸圧縮方式) 〔 圧縮機 1基 分類用ボックス 1基 〕	C	
β・γ 固体処理棟Ⅱ	C	β・γ 圧縮装置Ⅱ (堅型三軸圧縮方式) 〔 圧縮機 1基 分類用ボックス 1基 フィルタ破砕機 1基 〕 β・γ 一時格納庫Ⅱ 〔鉄筋コンクリート製ピット 1基〕	C	β・γ 固体処理棟Ⅱ	C	β・γ 圧縮装置Ⅱ (堅型三軸圧縮方式) 〔 圧縮機 1基 分類用ボックス 1基 フィルタ破砕機 1基 〕 β・γ 一時格納庫Ⅱ 〔鉄筋コンクリート製ピット 1基〕	C	
β・γ 固体処理棟Ⅲ	B	β・γ 焼却装置 (蓄熱型自然方式) 〔 焼却炉 1基 排ガス処理設備 1式 廃棄物投入設備 1式 焼却灰回収装置 1式 焼却灰固化装置 1式 〕 β・γ 固体処理棟Ⅲ 廃液貯槽 〔 貯留タンク 3基 廃液移送容器 1基 〕	B 〔 廃棄物 投入設備 C 〕 C 〔 廃液移送 容器は除く 〕	β・γ 固体処理棟Ⅲ	B	β・γ 焼却装置 (蓄熱型自然方式) 〔 焼却炉 1基 排ガス処理設備 1式 廃棄物投入設備 1式 焼却灰回収装置 1式 焼却灰固化装置 1式 〕 <u>有機溶媒貯槽</u> 〔 <u>廃油タンク 1基</u> 〕 β・γ 固体処理棟Ⅲ 廃液貯槽 〔 貯留タンク 3基 廃液移送容器 1基 〕	B 〔 廃棄物 投入設備 C 〕 <u>B</u> C 〔 廃液移送 容器は除く 〕	

変更前	変更後	備考
<p>敷地内における主要な廃棄物管理施設の位置（本文 4 項 A イ(2) 抜粋）</p> <p>廃棄物管理施設は、廃液処理棟、排水監視施設、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV、α 固体処理棟、固体集積保管場 I、固体集積保管場 II、固体集積保管場 III、固体集積保管場 IV、α 固体貯蔵施設、廃液貯留施設 I、廃液貯留施設 II、<u>有機廃液一時格納庫</u>、$\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫 I、α 一時格納庫、管理機械棟及び固体廃棄物減容処理施設から成る。</p> <p>固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設は、施設周辺の斜面の崩壊等の影響を受けないように敷地の北部を標高約 24～35m の階段状に整地造成した台地に設置する。遮蔽設備を有する施設は、敷地周辺の標高に対して標高差を有し、遮蔽を考慮した配置とする。</p> <p>固体廃棄物減容処理施設は、敷地東部（高速実験炉「常陽」の南側）の標高約 40m の場所を平坦に整地造成した台地に設置する。</p> <p>解釈第 3 項第 2 号について</p> <p>大洗研究所には一般排水溝があり、敷地東側の鹿島灘に通じている。廃棄物管理施設の排水監視施設は一般排水溝と接続されており、津波が発生した場合、一般排水溝から津波が遡上するおそれがあるが、一般排水溝と排水監視施設の接続点付近の標高は 20m 以上あり、最も大きな影響を及ぼす恐れがある茨城県が評価した津波浸水想定による津波最大遡上高約 9m に比べて十分高い位置にあること、排水監視施設と一般排水溝の間には閉止バルブがあることから、仮に津波が一般排水溝を遡上したとしても閉止バルブにより排水監視施設に逆流することはない。</p>	<p>敷地内における主要な廃棄物管理施設の位置（本文 4 項 A イ(2) 抜粋）</p> <p>廃棄物管理施設は、廃液処理棟、排水監視施設、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV、α 固体処理棟、固体集積保管場 I、固体集積保管場 II、固体集積保管場 III、固体集積保管場 IV、α 固体貯蔵施設、廃液貯留施設 I、廃液貯留施設 II、$\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫 I、α 一時格納庫、管理機械棟及び固体廃棄物減容処理施設から成る。</p> <p>固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設は、施設周辺の斜面の崩壊等の影響を受けないように敷地の北部を標高約 24～35m の階段状に整地造成した台地に設置する。遮蔽設備を有する施設は、敷地周辺の標高に対して標高差を有し、遮蔽を考慮した配置とする。</p> <p>固体廃棄物減容処理施設は、敷地東部（高速実験炉「常陽」の南側）の標高約 40m の場所を平坦に整地造成した台地に設置する。</p> <p>解釈第 3 項第 2 号について</p> <p>大洗研究所には一般排水溝があり、敷地東側の鹿島灘に通じている。廃棄物管理施設の排水監視施設は一般排水溝と接続されており、津波が発生した場合、一般排水溝から津波が遡上するおそれがあるが、一般排水溝と排水監視施設の接続点付近の標高は 20m 以上あり、最も大きな影響を及ぼす恐れがある茨城県が評価した津波浸水想定による津波最大遡上高約 9m に比べて十分高い位置にあること、排水監視施設と一般排水溝の間には閉止バルブがあることから、仮に津波が一般排水溝を遡上したとしても閉止バルブにより排水監視施設に逆流することはない。</p>	<p>有機廃液一時格納庫の削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>しても、その荷重により、廃棄物管理施設の安全性を損なうことはない。</p> <p>解釈第3項について 廃棄物管理施設を設置する事業所又はその周辺において想定される廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもののうち、</p> <p>(1) 飛来物（航空機落下等）については、施設の安全機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>廃棄物管理施設は、原子炉施設のような安全上重要な構築物、系統及び機器の設置はないものの、保守的に全ての施設を対象とするとともに、施設を分散して設置している施設の特徴を踏まえ、想定する標的を3つのエリアに分けて設定し、それぞれのエリア毎に保守的に標的面積を設定する。具体的には、廃棄物管理施設の各建家の近接の程度に応じて、それぞれ独立した半径100mの円に入るように、北部の建家を東、西に、南部は固体廃棄物減容処理施設として、3つのエリアに分け、1つのエリア内にあるすべての施設の面積の総和として標的面積を設定し評価を行う。</p> <p>また、対象航空機の種類による係数αについては、安全側に考え、1と設定する。</p> <p>評価にあたっては、廃棄物管理施設の現在<u>建設</u>中である固体廃棄物減容処理施設も含めて各建家（全19建家）を評価対象とする。</p> <p>評価対象とする航空機落下事故は以下のとおり選定した。</p> <p>1) 計器飛行方式民間航空機の落下事故</p> <p>① 飛行場での離着陸時における落下事故</p> <p>② 航空路を巡航中の落下事故</p> <p>2) 有視界飛行方式民間航空機の落下事故</p>	<p>しても、その荷重により、廃棄物管理施設の安全性を損なうことはない。</p> <p>解釈第3項について 廃棄物管理施設を設置する事業所又はその周辺において想定される廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもののうち、</p> <p>(1) 飛来物（航空機落下等）については、施設の安全機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>廃棄物管理施設は、原子炉施設のような安全上重要な構築物、系統及び機器の設置はないものの、保守的に全ての施設を対象とするとともに、施設を分散して設置している施設の特徴を踏まえ、想定する標的を3つのエリアに分けて設定し、それぞれのエリア毎に保守的に標的面積を設定する。具体的には、廃棄物管理施設の各建家の近接の程度に応じて、それぞれ独立した半径100mの円に入るように、北部の建家を東、西に、南部は固体廃棄物減容処理施設として、3つのエリアに分け、1つのエリア内にあるすべての施設の面積の総和として標的面積を設定し評価を行う。</p> <p>また、対象航空機の種類による係数αについては、安全側に考え、1と設定する。</p> <p>評価にあたっては、廃棄物管理施設の現在<u>試運転</u>中である固体廃棄物減容処理施設<u>及び使用を停止する有機廃液一時格納庫</u>も含めて各建家（全19建家）を評価対象とする。</p> <p>評価対象とする航空機落下事故は以下のとおり選定した。</p> <p>1) 計器飛行方式民間航空機の落下事故</p> <p>① 飛行場での離着陸時における落下事故</p> <p>② 航空路を巡航中の落下事故</p> <p>2) 有視界飛行方式民間航空機の落下事故</p>	<p>記載の見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<div data-bbox="178 294 1261 504" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 第 1 2 条に規定する「事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないもの」とは、設計最大評価事故時に公衆が被ばくする線量の評価値が、発生事故当たり 5 ミリシーベルト以下であることをいう。</p> </div> <p>(添付書類七)</p> <p>解釈第 1 項第 1 号について</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>評価対象事故の選定では、事業許可基準規則解釈に基づき、「放射性固体廃棄物等の落下等に伴う放射性物質の飛散」、「廃棄物管理施設内の火災及び爆発」及び「その他機器等の破損、故障、誤動作又は操作員の誤操作等に伴う放射性物質の外部放出等の事故」を考慮し、廃棄物管理施設の 19 施設において、安全設計上想定される事故について網羅的かつ効率的に抽出する。抽出の際、各施設における放射性廃棄物の取扱いの特徴を踏まえて、事故の起因事象として、「設備の故障」及び「計測制御系の異常に伴う誤作動又は作業員の誤操作」が想定されるため、廃棄物の受入、処理及び保管の各工程においてこれらの事故を考慮し、「液体廃棄物の漏出又は固体廃棄物の落下（以下「廃棄物の落下等」という。）」、「火災」及び「排気系の停止」を想定する。</p> <p>事故は建家外への放射性物質の放出が想定されるため、事故に伴い建家外へ放射性物質が放出される過程として、液体廃棄物の場合は蒸発によって空気中へ移行し建家外へ放出、固体廃棄物の場合は飛散によって空気中へ移行し建家外へ放出することを想定する。</p> <p>施設における放射性廃棄物の受入、処理、保管及び放射性廃棄物の性状（液体又は固体、含まれる核種（α核種又はβ γ核種）及び量）の観点から整理した上で、建家外への放射性物質の放出過程（空気中への放射性物質の移行率）が同一になるものを一つの分類にまとめる。</p>	<div data-bbox="1380 294 2463 504" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 第 1 2 条に規定する「事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないもの」とは、設計最大評価事故時に公衆が被ばくする線量の評価値が、発生事故当たり 5 ミリシーベルト以下であることをいう。</p> </div> <p>(添付書類七)</p> <p>解釈第 1 項第 1 号について</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>評価対象事故の選定では、事業許可基準規則解釈に基づき、「放射性固体廃棄物等の落下等に伴う放射性物質の飛散」、「廃棄物管理施設内の火災及び爆発」及び「その他機器等の破損、故障、誤動作又は操作員の誤操作等に伴う放射性物質の外部放出等の事故」を考慮し、廃棄物管理施設の 19 施設 <u>（使用を停止する施設及び設備を安全側に含む。）</u>において、安全設計上想定される事故について網羅的かつ効率的に抽出する。抽出の際、各施設における放射性廃棄物の取扱いの特徴を踏まえて、事故の起因事象として、「設備の故障」及び「計測制御系の異常に伴う誤作動又は作業員の誤操作」が想定されるため、廃棄物の受入、処理及び保管の各工程においてこれらの事故を考慮し、「液体廃棄物の漏出又は固体廃棄物の落下（以下「廃棄物の落下等」という。）」、「火災」及び「排気系の停止」を想定する。</p> <p>事故は建家外への放射性物質の放出が想定されるため、事故に伴い建家外へ放射性物質が放出される過程として、液体廃棄物の場合は蒸発によって空気中へ移行し建家外へ放出、固体廃棄物の場合は飛散によって空気中へ移行し建家外へ放出することを想定する。</p> <p>施設における放射性廃棄物の受入、処理、保管及び放射性廃棄物の性状（液体又は固体、含まれる核種（α核種又はβ γ核種）及び量）の観点から整理した上で、建家外への放射性物質の放出過程（空気中への放射性物質の移行率）が同一になるものを一つの分類にまとめる。</p>	<p>記載の見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>まとめた各分類において、分類毎に内包する放射性物質量が最大の施設の事故及び飛散性が高いと想定される火災を被ばく評価のための放射性物質の建家外への放出量評価の対象とする。</p> <p>放射性物質の建家外への放出量評価を行った事故について、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気系の停止」に分類し、それぞれについて、放射性物質の建家外への放出量が最大の事故を評価対象事故として選定する。</p> <p>選定した評価対象事故のうち、公衆が被ばくする線量が最大となる事故を設計最大評価事故とする。</p> <p>1.2 評価対象事故の設定</p> <p>廃棄物管理施設における 19 施設を対象として、廃棄物を、液体廃棄物、$\beta \cdot \gamma$ 固体廃棄物及び α 固体廃棄物に分類し、受入、処理及び保管の各工程において想定される事故について、「設備の故障」及び「計測制御系の異常に伴う誤作動又は作業者の誤操作」の観点で、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気系の停止」を抽出した。これらの想定事故の抽出では、事故により喪失する安全機能に着目した。その結果、放射線及び放射性物質を外部に放出する事故として、各施設における閉じ込め機能喪失を評価対象事故として設定した。なお、主な廃棄物管理施設の建家には閉じ込め機能を求めているため、その場合は、設備の閉じ込め機能喪失で放射性物質の放出を評価した。</p> <p>設定した評価対象事故は次の表 1 のとおりである。</p>	<p>まとめた各分類において、分類毎に内包する放射性物質量が最大の施設の事故及び飛散性が高いと想定される火災を被ばく評価のための放射性物質の建家外への放出量評価の対象とする。</p> <p>放射性物質の建家外への放出量評価を行った事故について、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気系の停止」に分類し、それぞれについて、放射性物質の建家外への放出量が最大の事故を評価対象事故として選定する。</p> <p>選定した評価対象事故のうち、公衆が被ばくする線量が最大となる事故を設計最大評価事故とする。</p> <p>1.2 評価対象事故の設定</p> <p>廃棄物管理施設における 19 施設 <u>(使用を停止する施設及び設備を安全側に含む。)</u> を対象として、廃棄物を、液体廃棄物、$\beta \cdot \gamma$ 固体廃棄物及び α 固体廃棄物に分類し、受入、処理及び保管の各工程において想定される事故について、「設備の故障」及び「計測制御系の異常に伴う誤作動又は作業者の誤操作」の観点で、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気系の停止」を抽出した。これらの想定事故の抽出では、事故により喪失する安全機能に着目した。その結果、放射線及び放射性物質を外部に放出する事故として、各施設における閉じ込め機能喪失を評価対象事故として設定した。なお、主な廃棄物管理施設の建家には閉じ込め機能を求めているため、その場合は、設備の閉じ込め機能喪失で放射性物質の放出を評価した。</p> <p>設定した評価対象事故は次の表 1 のとおりである。</p>	<p>記載の見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																																				
<p style="text-align: center;">表 2-2 固体廃棄物の処理又は受入（◎：火災、○：火災以外）</p> <p>① β・γ 固体廃棄物の処理を行う施設及び設備</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>設備</th> <th>インベントリ 比</th> <th>選定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>β・γ 固体 処理棟 I</td> <td>β・γ 圧縮装置 I</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体 処理棟 II</td> <td>β・γ 圧縮装置 II</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体 処理棟 III</td> <td>β・γ 焼却装置</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">◎</td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体 処理棟 IV</td> <td>β・γ 封入設備</td> <td style="text-align: center;">44800</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>② β・γ 固体廃棄物の受入（処理までの保管を含む）を行う施設及び設備</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>設備</th> <th>インベントリ 比</th> <th>選定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>β・γ 一時 格納庫 I</td> <td>β・γ 一時格納庫 I</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体 処理棟 II</td> <td>β・γ 一時格納庫 II</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体 処理棟 IV</td> <td>β・γ 貯蔵セル</td> <td style="text-align: center;">25000</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ α 固体廃棄物の処理（焼却又は分類）を行う施設及び設備</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>設備</th> <th>インベントリ 比</th> <th>選定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">α 固体処理 棟</td> <td>α ホール設備</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>α 焼却装置</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">◎</td> </tr> <tr> <td>α 封入設備</td> <td style="text-align: center;">78200</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	施設	設備	インベントリ 比	選定	β・γ 固体 処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I	1		β・γ 固体 処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II	5		β・γ 固体 処理棟 III	β・γ 焼却装置	23	◎	β・γ 固体 処理棟 IV	β・γ 封入設備	44800	○	施設	設備	インベントリ 比	選定	β・γ 一時 格納庫 I	β・γ 一時格納庫 I	5		β・γ 固体 処理棟 II	β・γ 一時格納庫 II	1		β・γ 固体 処理棟 IV	β・γ 貯蔵セル	25000	○	施設	設備	インベントリ 比	選定	α 固体処理 棟	α ホール設備	1		α 焼却装置	2	◎	α 封入設備	78200	○	<p style="text-align: center;">表 2-2 固体廃棄物の処理又は受入（◎：火災、○：火災以外）</p> <p>① β・γ 固体廃棄物の処理を行う施設及び設備</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>設備</th> <th>インベントリ 比</th> <th>選定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>β・γ 固体 処理棟 I</td> <td>β・γ 圧縮装置 I</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体 処理棟 II</td> <td>β・γ 圧縮装置 II</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体 処理棟 III</td> <td>β・γ 焼却装置 <u>（有機溶媒貯槽を含む。）</u></td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">◎</td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体 処理棟 IV</td> <td>β・γ 封入設備</td> <td style="text-align: center;">44800</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>② β・γ 固体廃棄物の受入（処理までの保管を含む）を行う施設及び設備</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>設備</th> <th>インベントリ 比</th> <th>選定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>β・γ 一時 格納庫 I</td> <td>β・γ 一時格納庫 I</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体 処理棟 II</td> <td>β・γ 一時格納庫 II</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体 処理棟 IV</td> <td>β・γ 貯蔵セル</td> <td style="text-align: center;">25000</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ α 固体廃棄物の処理（焼却又は分類）を行う施設及び設備</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>設備</th> <th>インベントリ 比</th> <th>選定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">α 固体処理 棟</td> <td>α ホール設備</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>α 焼却装置</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">◎</td> </tr> <tr> <td>α 封入設備</td> <td style="text-align: center;">78200</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	施設	設備	インベントリ 比	選定	β・γ 固体 処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I	1		β・γ 固体 処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II	5		β・γ 固体 処理棟 III	β・γ 焼却装置 <u>（有機溶媒貯槽を含む。）</u>	23	◎	β・γ 固体 処理棟 IV	β・γ 封入設備	44800	○	施設	設備	インベントリ 比	選定	β・γ 一時 格納庫 I	β・γ 一時格納庫 I	5		β・γ 固体 処理棟 II	β・γ 一時格納庫 II	1		β・γ 固体 処理棟 IV	β・γ 貯蔵セル	25000	○	施設	設備	インベントリ 比	選定	α 固体処理 棟	α ホール設備	1		α 焼却装置	2	◎	α 封入設備	78200	○	<p>有機溶媒貯槽の記載 の追加</p>
施設	設備	インベントリ 比	選定																																																																																																			
β・γ 固体 処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I	1																																																																																																				
β・γ 固体 処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II	5																																																																																																				
β・γ 固体 処理棟 III	β・γ 焼却装置	23	◎																																																																																																			
β・γ 固体 処理棟 IV	β・γ 封入設備	44800	○																																																																																																			
施設	設備	インベントリ 比	選定																																																																																																			
β・γ 一時 格納庫 I	β・γ 一時格納庫 I	5																																																																																																				
β・γ 固体 処理棟 II	β・γ 一時格納庫 II	1																																																																																																				
β・γ 固体 処理棟 IV	β・γ 貯蔵セル	25000	○																																																																																																			
施設	設備	インベントリ 比	選定																																																																																																			
α 固体処理 棟	α ホール設備	1																																																																																																				
	α 焼却装置	2	◎																																																																																																			
	α 封入設備	78200	○																																																																																																			
施設	設備	インベントリ 比	選定																																																																																																			
β・γ 固体 処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I	1																																																																																																				
β・γ 固体 処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II	5																																																																																																				
β・γ 固体 処理棟 III	β・γ 焼却装置 <u>（有機溶媒貯槽を含む。）</u>	23	◎																																																																																																			
β・γ 固体 処理棟 IV	β・γ 封入設備	44800	○																																																																																																			
施設	設備	インベントリ 比	選定																																																																																																			
β・γ 一時 格納庫 I	β・γ 一時格納庫 I	5																																																																																																				
β・γ 固体 処理棟 II	β・γ 一時格納庫 II	1																																																																																																				
β・γ 固体 処理棟 IV	β・γ 貯蔵セル	25000	○																																																																																																			
施設	設備	インベントリ 比	選定																																																																																																			
α 固体処理 棟	α ホール設備	1																																																																																																				
	α 焼却装置	2	◎																																																																																																			
	α 封入設備	78200	○																																																																																																			

変更前	変更後	備考
<p>する。</p> <p>6) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅳ $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅳの主要構造は、鉄骨造で、地上1階（一部2階）、建築面積約490m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第7図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>7) α 固体処理棟 α 固体処理棟の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（一部地下1階）、建築面積約1,050m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第8図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>8) α 固体貯蔵施設 α 固体貯蔵施設の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約700m²であり、耐震設計上の重要度をBクラス（地下階）及びCクラス（地上階）として設計する。構造概要図を第13図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>9) 廃液貯留施設Ⅰ 廃液貯留施設Ⅰは建家本体である廃液貯留施設Ⅰと附属建家である廃棄物管理施設用廃液貯槽で構成される。 建家本体である廃液貯留施設Ⅰの主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>10) 廃液貯留施設Ⅱ 廃液貯留施設Ⅱの主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約250m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第15図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><u>11) 有機廃液一時格納庫</u> <u>有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階、建築面積約50m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</u></p> <p>12) α 一時格納庫 α 一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、</p>	<p>する。</p> <p>6) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅳ $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅳの主要構造は、鉄骨造で、地上1階（一部2階）、建築面積約490m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第7図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>7) α 固体処理棟 α 固体処理棟の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（一部地下1階）、建築面積約1,050m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第8図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>8) α 固体貯蔵施設 α 固体貯蔵施設の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約700m²であり、耐震設計上の重要度をBクラス（地下階）及びCクラス（地上階）として設計する。構造概要図を第13図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>9) 廃液貯留施設Ⅰ 廃液貯留施設Ⅰは建家本体である廃液貯留施設Ⅰと附属建家である廃棄物管理施設用廃液貯槽で構成される。 建家本体である廃液貯留施設Ⅰの主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>10) 廃液貯留施設Ⅱ 廃液貯留施設Ⅱの主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約250m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第15図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>(削る)</p> <p>11) α 一時格納庫 α 一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、</p>	<p>有機廃液一時格納庫の削除</p> <p>号番号の繰上げ</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>る。構造概要図を第15図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><u>11) 有機廃液一時格納庫</u> <u>有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階、建築面積約50m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</u></p> <p><u>12) α一時格納庫</u> α一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約150m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第18図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><u>13) 管理機械棟</u> 管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約760m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第19図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><u>14) 固体廃棄物減容処理施設</u> 固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で地上2階（一部3階）、地下1階、建築面積約1,600m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。 構造概要図を第20図(1)及び(2)に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類 (a) 出入管理関係設備 放射線業務従事者及び一時立入者の出入管理及び汚染管理のため、出入管理関係設備を設ける。 (b) 放射線監視設備 管理区域内主要箇所の作業環境監視を行うため、作業環境モニタリング設備として、エリアモニタ、室内空気モニタ等を設ける。 (c) 個人管理用設備 放射線業務従事者及び一時立入者の線量管理のため、個人線量計を備える。</p>	<p>る。構造概要図を第15図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>(削る)</p> <p><u>11) α一時格納庫</u> α一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約150m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第17図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><u>12) 管理機械棟</u> 管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約760m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第18図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><u>13) 固体廃棄物減容処理施設</u> 固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で地上2階（一部3階）、地下1階、建築面積約1,600m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。 構造概要図を第19図(1)及び(2)に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類 (a) 出入管理関係設備 放射線業務従事者及び一時立入者の出入管理及び汚染管理のため、出入管理関係設備を設ける。 (b) 放射線監視設備 管理区域内主要箇所の作業環境監視を行うため、作業環境モニタリング設備として、エリアモニタ、室内空気モニタ等を設ける。 (c) 個人管理用設備 放射線業務従事者及び一時立入者の線量管理のため、個人線量計を備える。</p>	<p>受入れ施設変更に伴う記載の削除</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第 2 項について</p> <p>廃棄物管理施設には、廃棄物管理施設から発生する固体廃棄物について、廃棄物管理施設の固体廃棄物の受入れ施設に引き渡すまでの間一時保管するために必要な容量を有する保管廃棄設備を、廃液処理棟、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV、α 固体処理棟、廃液貯留施設 I、<u>有機廃液一時格納庫</u>、$\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫 I、α 一時格納庫、管理機械棟に設ける設計とする。</p> <p>保管廃棄設備は、金属製の保管容器で、廃棄物発生に伴い一時保管し、受入れ施設に引き渡すまでの間保管するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>なお、廃棄物管理施設には、規則に規定される廃気槽、廃液槽及び保管廃棄施設に該当する設備はないが、一時保管するための保管廃棄設備はある。</p> <p style="text-align: center;">〔 添付書類六の下記項目参照 放射性廃棄物の処理及び管理 (4.1 項) 〕</p>	<p>第 2 項について</p> <p>廃棄物管理施設には、廃棄物管理施設から発生する固体廃棄物について、廃棄物管理施設の固体廃棄物の受入れ施設に引き渡すまでの間一時保管するために必要な容量を有する保管廃棄設備を、廃液処理棟、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV、α 固体処理棟、廃液貯留施設 I、$\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫 I、α 一時格納庫、管理機械棟に設ける設計とする。</p> <p>保管廃棄設備は、金属製の保管容器で、廃棄物発生に伴い一時保管し、受入れ施設に引き渡すまでの間保管するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>なお、廃棄物管理施設には、規則に規定される廃気槽、廃液槽及び保管廃棄施設に該当する設備はないが、一時保管するための保管廃棄設備はある。</p> <p style="text-align: center;">〔 添付書類六の下記項目参照 放射性廃棄物の処理及び管理 (4.1 項) 〕</p>	<p>有機廃液一時格納庫の削除</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>してある非常系電源設備から給電を受けられる設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設内のケーブル、ケーブルトレイ、ダクト、配電盤等は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用し、壁貫通箇所等のうちの要部には延焼防止措置を施す。</p> <p>また、落雷による火災を防止するためにα固体処理棟排気筒先端部、<u>有機廃液一時格納庫屋根部</u>、$\beta \cdot \gamma$固体処理棟Ⅲ排気筒先端部、α固体貯蔵施設屋根部及び固体廃棄物減容処理施設排気筒に避雷設備を設ける。</p> <p>8.5.3.5 試験検査</p> <p>予備電源は、定期的に試験及び検査を行う。</p> <p>8.5.3.6 評 価</p> <p>(1) 本設備は、廃棄物管理施設の操作及び保安に必要な電源として、商用系及び非常系の2系統が供給される設計とする。</p> <p>(2) 外部電源喪失時に安全上必要な監視、警報、通信連絡に使用する設備に予備電源から給電する設計とする。また、外部電源喪失時にも負圧を維持するα固体処理棟のαホール及びα焼却装置並びに固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備、管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備、計測制御系統施設及び放射線管理施設には、建屋内に設置する予備電源からの給電も受けられる設計とする。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設内の配電材料は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>(4) 落雷による火災を防止するために避雷設備を排気筒等に設ける設計とする。</p> <p>(5) 固体廃棄物減容処理施設の発電装置の燃料供給槽及び配管系統は、漏えい防止を考慮して耐食性の材料を使用するとともに、消防法に基づく設計とする。</p>	<p>してある非常系電源設備から給電を受けられる設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設内のケーブル、ケーブルトレイ、ダクト、配電盤等は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用し、壁貫通箇所等のうちの要部には延焼防止措置を施す。</p> <p>また、落雷による火災を防止するためにα固体処理棟排気筒先端部、$\beta \cdot \gamma$固体処理棟Ⅲ排気筒先端部、α固体貯蔵施設屋根部及び固体廃棄物減容処理施設排気筒に避雷設備を設ける。</p> <p>8.5.3.5 試験検査</p> <p>予備電源は、定期的に試験及び検査を行う。</p> <p>8.5.3.6 評 価</p> <p>(1) 本設備は、廃棄物管理施設の操作及び保安に必要な電源として、商用系及び非常系の2系統が供給される設計とする。</p> <p>(2) 外部電源喪失時に安全上必要な監視、警報、通信連絡に使用する設備に予備電源から給電する設計とする。また、外部電源喪失時にも負圧を維持するα固体処理棟のαホール及びα焼却装置並びに固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備、管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備、計測制御系統施設及び放射線管理施設には、建屋内に設置する予備電源からの給電も受けられる設計とする。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設内の配電材料は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>(4) 落雷による火災を防止するために避雷設備を排気筒等に設ける設計とする。</p> <p>(5) 固体廃棄物減容処理施設の発電装置の燃料供給槽及び配管系統は、漏えい防止を考慮して耐食性の材料を使用するとともに、消防法に基づく設計とする。</p>	<p>有機廃液一時格納庫の削除</p>